

平成24年5月31日現在

機関番号：12601  
 研究種目：基盤研究（A）  
 研究期間：2009 ～ 2011  
 課題番号：21246092  
 研究課題名（和文）歴史まちづくり法と景観法の計画論的統合に関する研究  
 研究課題名（英文）Study on the integration of planning mechanisms of Heritage Management Act(2008) and Landscape Act(2004)  
 研究代表者 西村 幸夫（NISHIMURA YUKIO）  
 東京大学・先端科学技術研究センター・教授  
 研究者番号：20159081

研究成果の概要（和文）：景観法が定める景観計画と歴史まちづくり法という歴史的風致維持向上計画および文化庁が推進する歴史文化基本構想の統合に向けて以下のことが有効である。対象地域が保有する景観資源および歴史文化資源の掘り起こしとそれらの計画への位置づけの段階で、市民参加の下に作業を統合的に実施すること、事業の事前協議プロセスへの外部専門家の参画をはかること、高度地区や容積率などの都市計画法そのものを改正し、景観や歴史・文化の保全を都市計画の目的のなかに加えることが統合の目標となるべきである。

研究成果の概要（英文）：In order to integrate Landscape Plan, which is defined by the Landscape Act (2004), Heritage Management Plan introduced by the Heritage Management Act (2008) and Heritage and Culture Master Plan proposed and promulgated by the Agency of Cultural Affairs, it is necessary to promote the following things; planning resources in the field of landscape, heritage and culture should be scrutinized in an integrated manner with help of general public involved in the process, project review process in planning

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	7,500,000	2,250,000	9,750,000
2010年度	7,100,000	2,130,000	9,230,000
2011年度	7,800,000	2,340,000	10,140,000
総計	22,400,000	6,720,000	29,120,000

## 研究分野：工学

科研費の分科・細目：建築学、都市計画・建築計画

キーワード：景観法、景観計画、歴史まちづくり法、歴史的風致維持向上計画、歴史文化基本構想、統合的計画論、ガイドライン、歴史的資源

## 1. 研究開始当初の背景

景観法が平成16年に制定され、文化庁による「歴史文化基本構想」のモデル事業が平成20年度よりスタートし、国土交通省による「歴史まちづくり法」も平成20年5月に公布され、運用の開始は平成20年11月に迫っていた。

法制度が整うことは大変喜ばしいことであるが、規制的手法により歴史的環境を保全してきた方法論が、補助事業などによる歴史的景観の整備へと、大きく激変する可能性が非常に高い。ややもすると、整備という善意のもとに、歴史的文化的価値が損なわれる恐れすらある。まずは、歴史まちづくり法が規定している歴史的風致維持向上計画や歴史文化基本構想において、歴史的文化的価値を

どのように評価し、計画の中でどのように位置付けていくのか、という計画論の開発が、緊急の課題である。

また先行している景観法のもとでの景観計画の現状における到達点と課題を整理する必要がある。景観計画は短期間のうちに125団体によって策定されるにいたっているが（平成20年9月1日、国土交通省発表）多くが色彩の数値基準を中心としており、景観地区や景観農業振興地域整備計画など、あまり普及していない制度などもある。また本来の目的である景観の向上に寄与するものとなっているのか、最初の評価も必要な段階に入ってきていた。これが研究開始当初の背景である。

## 2. 研究の目的

(1)本研究の目的は、それぞれの地域において歴史的文化的価値を発見し、共有し、未来へ向けた資源として活かすという構想を、そのような構想がふさわしい物理的環境と併せて、計画において統合する方法論を提示することにある。

(2)そのためには既述のような背景をふまえて、景観計画の到達点と課題を明らかにし、歴史的風致維持向上計画の可能性を追究し、それらが統合した計画論を、理論的に、実践的に、構築する。

## 3. 研究の方法

本研究は、大きく三つの部門別研究から成る。それぞれの大部門は以下に述べる七つのテーマから成っているが、いずれについても、理論の構築と、ケース・スタディを補完させながら研究を進める。

(1)景観法のもとでの景観計画の到達点と課題に関する研究

景観計画がもたらした景観の評価に関する研究  
比較的早い段階で策定された法定景観計画を対象として、景観計画のもとで実現した空間の評価を行い、景観計画の有効性を検証し、改善すべき点を整理する。

成長する景観計画を実現する仕組みに関する研究

量ではなく質を対象とする景観計画において、重要なことは景観計画をバージョン・アップさせていく仕組みである。具体的には、デザイン・レビューや市民参加を支える体制、さらに景観地区など現在普及していない制度の改善などについて、考察する。

景観計画と都市計画の連動に関する研究

眺望景観を確保しようとする建築物の高度規制が必要になる。また、にぎわいのある景観を実現するためには土地利用のコントロールが必要になる。景観を表層に終わらせないためには、都市計画との連動が必要になる。そこで先行している東京都や金沢市の眺望景観の保全手法について詳細に分析する。

また高度地区と景観計画、土地利用規制と景観計画を連携させるにあたって必要な検討事項を整理する。

(2)歴史まちづくり法における歴史的風致維持向上計画や歴史文化基本構想の可能性に関する研究

物理的環境における歴史や文化の読解方法に関する研究

歴史や文化は、あからさまに顕現していない場合も多い。物理的環境において、そこに込められた都市デザインの意図を読み解く方法論を構築する。この点については、古典的名著『日本の都市空間』(1968年)をふまえたうえで、これまでの科学研究費基盤研究において、すでに着手しており、大量のケース・スタディを積み重ね、研究を進めてきた。本研究においては、それらを取りまとめ理論化する。

歴史的資源の整備活用手法に関する研究

読み解いた歴史や文化を、資源として捉え直し、

整備活用していくための手法について整理する。文化財保護法のもとで文化財の保存管理は規定されているが、より柔軟な整備活用が求められている。整備活用の根底を為す理念、具体的な建築物のデザイン、素材や色彩のあり方、観光地としての都市デザインなど、多様な論点を洗い出し、考察する。

(3)景観と歴史文化を統合する計画論的研究

文化的景観の到達点と課題に関する研究

文化財保護法と景観法のもとで成立した文化的景観は、重要な理念をもたらしたものの、農業をはじめとする第一次産業の支援など、従来の景観行政を大きく逸脱する部分が生じている。こうした状況を如何に乗り越えていくのか、考察する。

統合的アプローチを実現する手法に関する研究

景観と歴史/文化を統合した計画を、ケース・スタディとして検討する。

また、他分野を統合するにあたって留意すべき検討事項を整理する。

景観法のもとでの景観計画と、歴史まちづくり法における歴史的風致維持向上計画や歴史文化基本構想を統合する方法論を構築する。

## 4. 研究成果

まずはじめに、都市そのものを歴史まちづくり法や景観法のもとでどのように読解するのか、という方法論に関して総合的な著作を共同研究者と共に出版することができた点が研究成果として挙げられる。

それが『まちの見方・調べ方』(朝倉書店、2010年)である。

同書は、「事実を知る」、「現場に立つ・考える」および「現象を解釈する」の3部構成を取り、各部分がさらに4ないし5の章から成っている。特に本研究と密接なつながりがあるのは第1部「事実を知る」で、これは「歴史を知る」、「地形を知る」、「空間を知る」、「生活を知る」、「計画・事業の履歴を知る」の5つの章から成っている。いかに地域資源を明らかにし、それをこれからの計画のなかに活かしていくかに関する方法を論じている。

また、『まちの見方・調べ方』で示した方法論で、それぞれの都市を読み解く際の手がかりを都市空間側の特色別に示したものが近刊の共著書『都市空間の構想力』(学芸出版社、2012年(予定))である。

同書は、「大地に構える」、「街路を配する」、「細部に依る」、「全体を統べる」、「ものごとを動かす」、「時を刻む」の6つの章から成っている。これらは、地形から都市のあり方を考える、道路パターンが都市を決める、部分から発想して全体に至る、逆に、全体から発想して部分に下降する、アクティビティが都市空間を規定する、時間軸によって都市を考える、という6つの異なった視点からの都市空間論である。

これらの6つの視点からの都市空間の読解方法が提示され、その典型例としての都市空間の分析事例が続く、という構成を取っている。

以上2冊の市販本によって歴史まちづくり法及び景観法のもとで都市を計画する際の基本となる都市理解のあり方を調査者側と対象都市側とから論じることを一般化したことがもっとも大きな研究成果で

あるといえる。

続いて、計画論の応用編として、そのような計画を実践している都市の実例を紹介した共著書が『住民主体の都市計画』（学芸出版社、2009年）と『景観まちづくり最前線』（学芸出版社、2009年）である。いずれにも共同研究者が多数関わっている。

以上、研究成果の総合的な発表に続いて、個別成果の報告をおこなう。

第一に、景観法のもとでの景観計画の到達点と課題に関する研究であるが、この点に関しては、

景観計画上重視すべき景観資源の洗い出し、データベースの構築などにおける計画技術の状況、

景観計画上立案における住民参加など、合意形成上の計画技術および多様な担い手の形成状況、

景観配慮等の事前協議システムや景観アセスメント、景観ガイドライン等の技術の状況、

景観計画上の規制内容の広がり、景観計画上の規制手法と都市計画における規制手法との接続に

関する状況、景観計画がもたらした景観の評価に

関する状況、景観計画の将来的な改訂など、計画の成長に関する状況、などにおいて分析をおこない、成果をまとめた。

まず、の景観計画上重視すべき景観資源の洗い出し、データベースの構築などにおける計画技術の状況について見ると、各地において都市まるごと博物館などの呼称でエコミュージアムを構築する作業が進んでおり、地域全体の資源化が進みつつあるといえる。また、資源の発掘においても、市民による提案制度や投票制度などが福岡県太宰府市などの先進都市で始まり、これが資源を評価する視点の多様かを促しているという点が明らかになった。データベースを閲覧できる仕組みとしては、国土交通省による景観ポータルサイトが代表的であるが、閲覧経験がある国民は3割程度であり、浸透が進んでいない現状である。

つづいて、の景観計画上立案における住民参加など、合意形成上の計画技術および多様な担い手の形成状況について見ると、先に であげたように、景観資源の市民提案制度などにおいて参加のデザインが試みられているのをはじめとして、景観計画に対するパブリックコメントはすでに法制度上義務化されており、着実に進められている。ただし、パブリックコメントの内容を見ると、形式化された対応が多く、実質的な議論がおこなわれている例は非常に限られているのが現状である。景観に関する主要なステークホルダーに名指しで声をかけ、正式にコメントを要請する仕組みを計画立案プロセスに内在化させる必要があるという提言をおこなっているところである。

景観配慮等の事前協議システムや景観アセスメント、景観ガイドライン等の技術の状況について見ると、数多くの都市において実質的にガイドラインが作成され、それをもとにした事前協議システムが稼働しているといえる。ただし、ガイドラインそのものがどれも似たような内容となっており、地域らしさや地域ごとの工夫が見えない点

が問題として挙げられる。ガイドラインに予算や人的資源を充てるよりも、事前協議のための専門家の関与システムを構築することに注力すべきである。一方、景観アセスメントは一部専門家による意見聴取の域を出ておらず、制度的にも内容的にも不十分である。特に、環境影響評価法が求めている環境アセスメントのなかでの景観の扱いとの差別化が不明確であり、課題として残されている。

景観計画上の規制内容の広がり、状況について見ると、唯一数値基準が適用可能な色彩規制が突出して先行している現状であり、形態意匠など具体的な数値基準が設定しづらい分野は協議・要望・勧告のレベルにとどまっており、景観法制定以前の状況とあまり変化がないといえる。ただし、景観全般に関する世論は高まっており、同じ協議や要望においても行政側のスタンスは以前と比べてはるかに強いものとなっている。今後は透明な事前協議の仕組みの構築が課題である。

景観計画上の規制手法と都市計画における規制手法との接続に関する状況について見ると、とりわけ絶対高さを決める高度地区の導入が各都市で進んでいる点が特筆できる。2008年現在で最高限度高度地区を実施している自治体は210都市であり、合計面積は348,239haに及んでいる。また、高度地区を設定している自治体のうち、最高限度高度地区を指定している自治体の割合は、55%を超えるに至っている。他方、これらの高度地区規制は容積率の規制とゆるやかな連動はしているものの、容積率規制そのものの数値を変更するところには至っていない。この点が重要な課題として今後に残されている。

景観計画がもたらした景観の評価に関する状況について見ると、自治体において景観施策が一般化したとしているところが全体の約1/3にのぼっており、景観計画を策定した自治体に限ってみると、この値は3/4にまで上昇していることが明らかとなった。また、市民の間においてもここ10年の間に景観に対する意識が高まったとしている自治体が3/4にのぼっている。つまり、現時点における景観法の最大の功績は、具体的に景観の向上がはかられたというよりも、景観を重要視する意識の向上に寄与したという面が大きいということが明らかになった。具体的な実績は今後蓄積されていくものと予想されるので、現時点で世論が先行し、実態が追いついていないのはやむを得ない面があるといえる。

景観計画の将来的な改訂など、計画の成長に関する状況について見ると、景観計画の改訂を頻繁に行っている少数の自治体とほとんど改訂が行われていない大多数の自治体、という明確な区分けができることが明らかとなった。今後、最高限度高度地区を有する高度地区規制がさらに一般化していくプロセスの中で、景観計画の改訂が多数の自治体において具体的な日程が挙げられてくるようになることが予想され、今後の変化が期待できるところである。

第二に、歴史まちづくり法における歴史的風致維持向上計画や歴史文化基本構想の可能性に関する研究について、

歴史まちづくり法をめぐる動きは政治の影響を受

けて、大きく左右されてしまった。歴史まちづくり法の趣旨は地域の歴史文化という個性を基軸としたまちづくりを国が各種支援措置によって伸ばしていこうというものであった。しかし、民主党による事業仕分けの一環としておこなわれた政策レビューにおいて、こうした施策は地方自体が自主的判断の下に実施すべきであり、それに資金が必要な場合は、国が補助金の仕組みで支援するのではなく、その分の資金を一括の交付金として地方に渡すべきであるという論理によって歴史まちづくり法の基本的な枠組みが否定されたのである。その結果、同法によって創設された歴史的環境形成総合支援事業は2009年度に廃止され(継続分のみ措置)歴史風致維持向上計画は財政的な手段のうちもっとも大きかったものを失ったのである。

しかし、このことは歴史風致維持向上計画自体の効力を失わせるものとはならなかった。他の諸制度と連動して、歴史まちづくりを実施しようとする自治体を支援する仕組みそのものは存続しており、2012年3月末現在、31都市において歴史風致維持向上計画が国によって認定されている。

各地の歴史風致維持向上計画において維持向上すべき歴史風致として挙げられているものは多様であるが、いずれも都市の歴史や立地、地形や地物との関係、無形文化財の状況と密接に関連しており、それぞれの都市固有の計画が立案されていることが明らかである。すなわち、他にコピーすることのできないその都市固有の計画を立案するという事が実現しているのである。これは、これまでのマニュアル型の計画指導が適用できないという事を意味している。計画論としては、マニュアルをつくるのではなく、調査のあり方にまで遡って、計画のものの考え方を明確にする必要があるという事である。ここから冒頭に示した『まちの見方・調べ方』の出版へ行き着くのである。

また、歴史文化基本構想に関しては、2008年度から3年間の文化庁によるモデル事業によって、20の都市・地域においてそれぞれ固有の歴史文化基本構想が立案された。この過程をつぶさに調査することによって、各都市・地域における計画立案の考え方に、地域ごとの独自の物語を重視するタイプ、対象地域全体にいくつもの物語が重層するタイプ、有形の文化遺産に関する物語と無形の文化遺産に関する物語を別個にたてるタイプなどに分類することができ、地域の特性によって、いずれかのプロセスを選択すべきであるという計画的考え方を明らかにすることができた。

第三に、景観と歴史文化を融合する計画論的研究について。

この論点が、歴史まちづくり法と景観法とを接合する計画論にかかわる最後の重要論点である。この点に関しては、ひとつの視点として、文化的景観に着目し、これをどのように計画の中に位置づけていくのかという議論を通して、両者の関係を論じる、これをもとに計画論そのもののなかに統合的アプローチと呼ぶものを立てることを目指す、という二つの方針を立て、研究を行った。

その結果、この文化的景観に関しては、これを文化財の新たな範疇と考えるのではなく、地域分析のために新しい視点であるという見解に立って、これをいかに景観計画及び歴史的風致維持向上計画のなかに組み込むかという議論をおこなった。ひろく言えば、地域自然を網羅的に発掘すること自体が文化的景観の洗い出しと密接な関係を有しており、文化的景観の問題はたんにひとつの景観類型の問題としてとらえるのではなく、計画プロセスにおけるひとつの視点・チェック事項としてプロセス自体に組み込まれるべきだということを結論として導いている。

この点に関しては、2011年11月のユネスコ総会において、歴史的都市景観に関する勧告が採択されたことによって、文化的景観のうちでも都市の歴史的な景観に関する議論が世界的に深まって来つつある現状であり、本研究の成果を次につなげるべく、新しい研究課題として2012年度以降に取り組み始めたところである(平成24年度基盤研究(A)(一般)「歴史的都市景観に関するユネスコ勧告をめぐる国内法整備に関する研究」(平成24年~27年度))。研究が進んだ段階で、さらに成果を報告したい。

の景観論そのものの統合的アプローチに関しては、最終的に都市計画法そのものを改正して、歴史や文化の保全を計画目標のうちに取り込み、景観法も歴史まちづくり法も不要になるようなアプローチとして研究を進めてきた。欧米先進諸国の都市計画法制はまさしくそのような統合的なアプローチの上に成り立っている。本研究においては、日本においてこうしたアプローチが成立しない条件を明らかにするところから研究をスタートさせ、その全体象が見えたところまでで成果発表をするタイミングとなった。

第一の隘路として、日本においては国土建設を担当する役所と歴史・文化の保全を担当する役所との距離が遠く、資金や人材、地方とのネットワークのあり方等、様々な点でまったく異なっており、接点が限られてきたことが挙げられる。この点に関しては、歴史風致維持向上計画の認定過程で国土交通省と文化庁のそれぞれの担当者が密接に連絡を取り合う関係が構築されたこと、地方においても歴史まちづくりが教育委員会の中から市長部局に移管され、建設や企画サイドとの関係がスムーズになったことが指摘できる。今後は、たんに組織や人材の交流だけでなく、地域資源の発掘プロセスや各種まちづくりの地域別基本方針の立案の際などに、統合の実が発揮できるように制度設計を改めるべきである。

第二の隘路は、景観法と歴史まちづくり法は、規制法と事業法というように、法律の性格がまったく異なっているため、両者の単純な接合が不可能である点である。たとえば、景観法による景観計画は法定の行政計画であるのに対して、歴史まちづくり法による歴史風致維持向上計画は国が認定する時限を切った事業計画である。また、文化庁の歴史文化基本構想は法的な根拠を持たない任意のマスタープランに過ぎない。

したがってこれらの計画の単純な統合はありえないことになる。ただし、たとえば都市計画法に定め

られている法定のマスタープランである都市計画マスタープランの立案・改訂の際に景観計画や歴史的風致維持向上計画などの計画を反映させることを規定しておくことやさらに上位計画である市町村の総合計画の中にこれらの景観計画や歴史的風致維持向上計画を位置づけておくことは不可能ではない。これらの手法によって、当面のところ、景観計画と歴史的風致維持向上計画、歴史文化基本構想を統合的に扱うことはできる。

そして、遠い将来においては、都市計画法そのものを改正して、都市計画の目的そのものの中に景観の整備・保全、歴史文化の保全と強化などを加えることによって、全体をひとつの法体系として統合することを目指すべきである。

以上が本研究において見いだされた成果の概要である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計36件)

西村幸夫、中島直人、永瀬節治、野原卓、窪田亜矢、他「続・都市空間の構想力」『季刊まちづくり』無、31号、2011、80-93 西村幸夫「文化財保護の新たな転換 -歴史文化基本構想の目指すもの-」『月刊文化財』無、No.577、2011、4-8 西村幸夫「地域資源をどのように見いだすか それをどう生かすか」『月刊文化財』無、No.577、2011、10-12

西村幸夫「都市計画は土地の普遍性/固有性をどのように扱ってきたか」『総合論文誌「場所性・地域継承空間システムと都市建築のフロンティア」』無、10号、2011、19-20 岡村祐「英国における歴史まちづくり事業タウンスケープ・ヘリテージ・イニシアチブの制度的特徴と運用実態」『都市計画論文集』有、No.46-3、2011、187-192 岡村祐、他「地域プランディングの視点からの色彩ガイドラインの組み立ての可能性 札幌の景観色70色を事例として」『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)』無、F-1分冊、2011、301-302 岡村祐、野原卓、他「東京都大田区を対象としたモノづくり観光研究会の取り組み その2:首都大学東京大学院観光科学域におけるPBL報告」『観光科学研究』無、No.5、2012、185-190 岡村祐、他「横浜市の観光ボランティアガイド組織に関する研究 -その育成方式を中心に-」『観光科学研究』有、No.5、2012、95-106 岡村祐「英国における保全地区の整備事業 Townscape Heritage Initiativeの制度的特徴」『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)』無、F-1分冊、2011、313-314 宮脇勝「都市のサステナビリティ評価の試み -館山市の事例-」『公共研究』無、7巻1号、2011、87-105 宮脇勝「連載「欧州のランドスケープ・プランニングとプロジェクト」第1回-第6回」『ランドスケープデザイン』無、No.78-83、2011 宮脇勝「欧州ランドスケープ条約ELCの成立前後にみる「ランドスケープ」の司法上の定義に関する研究 -欧州ランドスケープ条約、憲法、法律の定義の比較分析-」『日本都市計画学会論文集』有、No.46-3、2011、

205-215 窪田亜矢、西村幸夫、鈴木伸治、他「所有者同意を必要としない登録制度による近代建築の保存に関する考察 -横浜市の登録・認定歴史的建造物制度を事例として-」『日本都市計画学会論文集』有、No.46-3、2011、217-222 黒瀬武史、西村幸夫「街の積み重ねを地域資源として捉える -鹿児島島の潜在力-」『都市の魅力と交流戦略(第73回全国都市問題会議)』無、2011、144-153 鳥海基樹「フランスの都市計画の広域化と地方分権-機能不全、策定組織、補完措置を軸に」『新世代法政策学研究』無、7号、2010、249-289 遠藤新「米国レイビル市の土地開発条例における形態地区制度の実態:米国のゾーニングにおける形態規制に関する基礎的研究」『日本都市計画論文集』有、No.45、2010、115-120 岡村祐「英国における屋外広告物コントロールの最新動向」『観光科学研究』無、No.4、2011、1-8 権載勉、宮脇勝「GISを用いた土地利用からみた風景の安定性に関する研究 -1978年と2001年の千葉市の風景の変化と普遍化に着目して-」『日本建築学会計画系論文集』有、658号、2010、2863-2872 宮脇勝「欧州ランドスケープ条約ELCの10周年記念祝典のレポート」『都市計画』無、Vol.60、No.1、289、2011、104 宮脇勝「イギリスの景観政策の新展開第1回 景観の定義、景観特性アセスメントLCAと歴史的景観キャラクターライゼーションHLCについて」『季刊まちづくり』無、Vol.28、1010、2010、106-110<sup>21</sup> 宮脇勝「都市のサステナビリティ評価の試み -館山市の事例」『公共研究』無、7巻1号、2011、87-105<sup>22</sup> 中島直人「自治体首長を対象とした都市デザイン教育に関する研究 -米国における都市デザイン市長協会(MICD)の活動に着目して」『日本都市計画論文集』有、No.45-3、2010、205-210<sup>23</sup> 中島直人「東京 多様なアーバニズムのアーリーナ」『建築雑誌』無、126集1612号、2011、46-49<sup>24</sup> 中島直人「高山英華編「高蔵寺ニュータウン計画」」『すまいるん』無、96号、2011、44-45<sup>25</sup> 中島直人、岡村祐、他「遺産を生かし、風景を生みだすNPO」『建築雑誌』無、125集1607号、2010、16-17<sup>26</sup> 中島直人「クリアランスのクリアランス、あるいは再開発の再開発 コネチカット州ニューヘイヴン市の都市再生の動向」『都市計画』無、284号、2010、96-97<sup>27</sup> 窪田亜矢「文化創造がアジア都市にもたらす豊穡」『環境と公害』無、Vol.40no.3、2011、7-13<sup>28</sup> 宮脇勝「イタリアの文化財と景観の法典(ウルバーニ法典)の展開とその景観計画と景観アセスメントの研究」『日本都市計画論文集』有、No.44-3、2009、421-426<sup>29</sup> 岡村祐「視点場の指定と景観誘導範囲の設定に着目した眺望景観保全計画の類型化」『日本建築学会計画系論文集』有、No.642、2009、1795-1804<sup>30</sup> 窪田亜矢「神楽坂における市街地性能の想定評価をふまえた都市更新のあり方」『日本建築学会大会(東北)資料集「市街地性能を担保する集団規定のあり方」』無、2009、13-18<sup>31</sup> 西村幸夫、中島直人「動き出した歴史まちづくり計画」『季刊まちづくり』無、24号、2009、12-17<sup>32</sup> 窪田亜矢、中島直人「歴史まちづくり計画の多様な戦略と可能性」『季刊まちづくり』無、24号、2009、18-24<sup>33</sup> 西村幸夫「メインストリートの沿道景観のこれからに向けて」『季刊まち

づくり』無、24号、2009、58-59<sup>34</sup> 鳥海基樹「フランスの公共空間整備憲章」『季刊まちづくり』無、23号、2009、84-87<sup>35</sup> 窪田亜矢、他「町並み保存から町並み観光への展開における住民組織の成長と役割NPO小野川と佐原の町並みを考える会を事例として」『日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)』無、F-1分冊、2009、91-92<sup>36</sup> 野原卓、他「高山市大新町越中街道地区における新旧共存型歴史的市街地の街並み形成に関する研究 その3-4」『日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)』無、F-1分冊、2009、757-760

〔学会発表〕(計12件)

西村幸夫「Asian Urban Heritage」『ICOMOS Thailand International Conference 2011: ASIAN URBAN HERITAGE』2011.10.5、プーケット(タイ)

西村幸夫「日本の景観施策の展開と現段階」『2011 韓国-日本都市景観シンポジウム』2011.10.31、ソウル(韓国) 岡村祐、他「東京都大田区におけるモノづくり観光の実験的取り組み」『都市計画ポスターセッション』2011.5.27、東京大学 宮脇勝「欧州ランドスケープ条約ELCの成立前後にみる「ランドスケープ」の司法上の定義に関する研究 -欧州ランドスケープ条約、憲法、法律の定義の比較分析-」『日本都市計画学会学術研究論文発表会』2011.11.19、東京大学 窪田亜矢「日本の古都育成：古都における多様な取り組みと今後の展望」『Historic City of East Asia : current state and vision』2011.9.28、ソウル(韓国) 鳥海基樹「フランスに於ける都市内自転車走行空間整備に関する政策展開-地方の先駆的取組から大統領による推進宣言まで」『日本建築学会大会(北陸)』2010.9.10、富山大学 Yu Okamura、他「Conservation of urban Places as the Setting of Parade Based Festival : Case Study of Nihonmatsu Lantern Festival」『International Symposium on Sustainable Urban Environment』2010.12.10、首都大学東京 宮脇勝「イギリスの景観の定義と景観特性アセスメントLCA」『日本建築学会大会(北陸)都市計画部門景観懇談会資料集』2010.9.9、富山大学 Naoto Nakajima「Art Commission Movement in American, British and Japanese Planning History -An Institutional Development of Civic Art (1890-1945)」『14th International Planning History Society Conference』2010.7.13、イスタンブール工科大学 Naoto Nakajima「Residents-driven urban conservation and regeneration "Machizukuri" approach in Tomo, a small and historical port town in Japan」『ARCHITECT'11 in ASA(Association of Siamese Architects) Forum』2011.2.11、バンコク(タイ) 窪田亜矢「江戸城外堀周辺における文化遺産と都市景観の統合」『第12回世界歴史都市会議』2010.10.12、奈良 西村幸夫「まちづくりとサステナブルエリアデザイン、その担い手制度」『日本建築学会』2009.11.28、東京

〔図書〕(計10件)

西村幸夫、他『証言・まちづくり』学芸出版社、

2011、264 Masaru Miyawaki、他『Il restauro in Giappone : architetture, citta, paesaggi』Alinea Editrice (イタリア)、2011、238 石原武政、西村幸夫、他『まちづくりを学ぶ 地域再生の見取り図』有斐閣、2010、284 西村幸夫、中島直人、遠藤新、野原卓、窪田亜矢、桑田仁、鳥海基樹、他『まちの見方・調べ方 地域づくりのための調査法入門』朝倉書店、2010、164 袁原敬、西村幸夫、他『都市計画根底から見直し新たな挑戦へ』学芸出版社、2011、272 鳥海基樹、他『フランスの開発型都市デザイン-地方がしかけるグラン・プロジェ』彰国社、2010、111 遠藤新、他『都市計画・まちづくり紛争事例解説:法律学と都市工学の双方から』ぎょうせい、2010、273-282 中井検裕、宮脇勝、他『住まいのまちなみを創る』建築資料研究社、2010、412 西村幸夫、他『不動産開発事業のスキームとファイナンス(2) 激動!不動産』清文社、2009、68-84 遠藤新『米国の中心市街地再生』学芸出版社、2009、128

〔その他〕

ホームページ等

<http://ud.t.u-tokyo.ac.jp/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西村 幸夫 (NISHIMURA YUKIO)

東京大学・先端科学技術研究センター・教授

研究者番号：20159081

(2) 研究分担者

桑田 仁 (KAWATA HITOSHI)

芝浦工業大学・デザイン工学部・准教授

研究者番号：50276458

鈴木 伸治 (SUZUKI NOBUHARU)

横浜市立大学・国際総合科学部・准教授

研究者番号：80272368

鳥海 基樹 (TORIUMI MOTOKI)

首都大学東京・都市環境科学研究科・准教授

研究者番号：20343395

遠藤 新 (ENDO ARATA)

工学院大学・建築学部・准教授

研究者番号：40292891

岡村 祐 (OKAMURA YU)

首都大学東京・都市環境科学研究科・研究員

研究者番号：60535433

宮脇 勝 (MIYAWAKI MASARU)

千葉大学・大学院工学研究科・准教授

研究者番号：30280845

野原 卓 (NOHARA TAKU)

横浜国立大学・工学研究院・准教授

研究者番号：10361528

中島 直人 (NAKAJIMA NAOTO)

慶應義塾大学・環境情報学部・専任講師

研究者番号：30345079

(3) 連携研究者

窪田 亜矢 (KUBOTA AYA)

東京大学・大学院工学系研究科・准教授

研究者番号：30323520